

## 【インドネシア】2019年地理的表示規則の公布について

2019年9月30日  
ジェトロ・バンコク事務所

2019年6月25日、インドネシアにおいて、2019年地理的表示規則（“Ministerial Regulation No.12 of 2019 on Geographical Indications”）が公布された。2019年地理的表示規則の主な内容は以下のとおりである。

### (1) 登録出願申請

- 登録申請は、インドネシア知的財産局のウェブサイトを通じて又は申請書類を提出することによって行うことができる。
- 登録申請書には、①申請日、②登録申請者の情報、③地理的表示と指定商品の名称、④地理的表示の翻訳、音訳及びラベルを記載しなければならない。
- 登録申請書には、①登録申請料納付の受領書、②地理的表示のラベル（2部）、③地理的表示の説明書、④本国における登録等を示す書類（外国の地理的表示の場合）、⑤委任状（代理人を通じて申請する場合）等を添付しなければならない。

### (2) 方式審査

- 方式審査は、申請日から30営業日以内に行われる。
- 方式審査完了後に提出日が付与され、提出日から15営業日以内に公告され、2か月間の異議申立期間となる。
- 異議申立期間満了後10営業日以内に、実体審査請求が可能となった旨、申請人に通知される。

### (3) 実体審査

- 申請人は、通知受領後60営業日以内に、実体審査請求を行うことができる。この期間内に実体審査請求を行わない場合には、申請は取り下げられたものとみなされる。
- 実体審査は、実体審査請求の提出及び費用の支払い後、150営業日以内に行われる。
- 審査官は、実体審査の結果登録を認めるべきと判断した場合、当該地理的表示を登録及び公告すべき旨、大臣に進言する。審査官からの進言に基づき、大臣は登録を確認する通達を公布する。

### (4) 国際登録

- 外国の地理的表示は、インドネシアが締結当事者となっている国際条約又は契約に基づいて登録される。
- 外国からの登録申請は、知財コンサルタントを通じて行われなければならない。
- 国際登録申請を行うためには、当該地理的表示が本国において登録されていなければならない。
- 国際登録された地理的表示は、本国での登録が有効な期間の間のみインドネシアでも有効となる。

(5) 経過措置

- 本規則公布前に登録申請がなされ、登録が完了していない地理的表示については、2007年地理的表示規則が適用される。

本内容は、日本貿易振興機構が2019年9月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。